

平成30年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成30年5月25日(金)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- |     |        |  |
|-----|--------|--|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名                             |
| 第 2 |        | 会期の決定                                  |
| 第 3 |        | 諸般の報告<br>(町長招集あいさつ)                    |
| 第 4 | 報告第 1号 | 平成29年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について        |
| 第 5 | 報告第 2号 | 平成29年度永平寺町上水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について     |
| 第 6 | 承認第 1号 | 平成29年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について         |
| 第 7 | 承認第 2号 | 平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について |
| 第 8 | 承認第 3号 | 平成29年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算の専決処分の承認について    |
| 第 9 | 承認第 4号 | 平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認について |
| 第10 | 承認第 5号 | 平成30年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について         |
| 第11 | 承認第 6号 | 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について          |
| 第12 | 承認第 7号 | 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について    |
| 第13 | 承認第 8号 | 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について               |
| 第14 | 承認第 9号 | 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について               |
| 第15 | 承認第10号 | 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について               |
| 第16 | 承認第11号 | 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について               |

- 第17 議案第38号 平成30年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第18 議案第39号 平成30年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第19 議案第40号 平成30年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第20 議案第41号 平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第21 議案第42号 永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第43号 永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議員派遣の件

## 2 会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（15名）

- 1番 上坂久則君
- 2番 滝波登喜男君
- 3番 長谷川治人君
- 4番 朝井征一郎君
- 6番 江守勲君
- 7番 小畑傳君
- 8番 上田誠君
- 9番 金元直栄君
- 10番 樂間薫君
- 11番 川崎直文君
- 12番 伊藤博夫君
- 13番 奥野正司君
- 14番 中村勘太郎君
- 16番 長岡千恵子君
- 18番 齋藤則男君

4 欠席議員（2名）

15番 川 治 孝 行 君

17番 多 田 憲 治 君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河 合 永 充 君
副 町	長	平 野 信 二 君
教 育	長	室 秀 典 君
消 防	長	朝 日 光 彦 君
総 務 課	長	山 田 孝 明 君
財 政 課	長	山 口 真 君
総 合 政 策 課	長	平 林 竜 一 君
会 計 課	長	酒 井 宏 明 君
税 務 課	長	歸 山 英 孝 君
住 民 生 活 課	長	佐々木 利 夫 君
福 祉 保 健 課	長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課	長	吉 川 貞 夫 君
農 林 課	長	野 崎 俊 也 君
商 工 観 光 課	長	清 水 和 仁 君
建 設 課 長 補 佐		山 口 健 二 君
上 下 水 道 課	長	原 武 史 君
上 志 比 支 所	長	森 近 秀 之 君
学 校 教 育 課	長	清 水 昭 博 君
生 涯 学 習 課	長	坂 下 和 夫 君
国 体 推 進 課	長	家 根 孝 二 君

6 会議のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	川 上 昇 司 君
書 記	高 嶋 晃 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る5月16日、町長より平成30年第2回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご参集いただき、ご健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開会できますことを心より厚く御礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願いを申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおります。ご理解のほどをお願いを申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどをよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより平成30年第2回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、16番、長岡君、1番、上坂君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、5月25日から6月15日までの22日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、5月25日から6月15日までの22日間に決定しました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合への出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほど、お願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告にかえさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

平成30年第2回定例町議会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

水田の水面と早苗の緑が初夏の日差しに輝き、吹く風もそこはかとなく生命のおいを感じ取られる季節となりました。

議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心よりお喜び申し上げます。第2回定例会のご案内を申し上げましたところ、ご多忙の中、ご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、国は、働き方改革を重要政策課題と掲げ、急速に進行する人口減少や人手不足を解消するため、若い世代からベテラン世代までが無理なく働くことができるワークライフバランスの構築、若い世代の結婚、出産、子育ての支援、地域の特性に即したまちづくりなどへの支援策を打ち出しております。

永平寺町における若い世代の子育て支援につきましては、これまでも、子育て世代の負担軽減と就労機会の増大を図るため、安価な保育料設定、給食費の無償化、子育て支援センターの充実、児童クラブの土曜日開設、延長保育の実施を行ってまいりました。

そのような中、5月15日には、仁愛女子短期大学様と包括連携協定を締結させていただきました。今回の協定締結によって、町内幼稚園、幼稚園の現場に幼児教育専門機関の知識を取り入れ、より丁寧でより安心できる保育のあり方を指導いただき、子どもの保育環境の向上が図れるものと期待しています。さらに、保護者の皆様からの相談についても仁愛女子短期大学様と連携して支援していくことで、安心感のある子育て環境、子どもも親も笑顔で子育てできるまちを実現してまいります。

幼稚園、幼稚園の施設再編についてですが、核家族化や少子化の進行により保育現場の環境も大きく変化しております。町内幼稚園、幼稚園の10園は、合併前の旧町村の施設をそのまま引き継いでおります。現在では施設間で園児数に大きな差があり、それぞれの施設定員と園児数にも大きな乖離がある園も存在しております。社会情勢の変化に対応し、子どもたちにとって最も望ましい保育環境を整えるために、幼稚園、幼稚園施設再編の方向性を示すことは喫緊の課題であります。今年度中に町民の皆様にも参画いただく審議会できざまな角度から検討していただき、将来あるべき保育環境の方向性を示したいと考えております。

昨年の通常国会において、農業の競争力強化を目的とした法律が成立し、今年度から、米の生産調整に対して、国の関与をなくして民間主導で需給と価格を調整する制度が整えられるなど、国の農業政策の大転換が行われています。

そのような状況の中、永平寺町の今後の農業政策のあり方を探るため、農業政策の転換を約50年前に行い、世界第2位の農業先進国までになったオランダへ、福井県町村会主催の政務調査視察研修で行かせていただきました。環境保全型農業政策、先進的な流通システムを地元の方から直接お伺いする機会では、農業を一つのもうかる産業として捉え、持続可能で活力ある産業とするため、補助金制度の見直し、野鳥の数を指標設定するなどの工夫、競争、担い手不足などに対応するための技術開発、同業種同士の情報交換、新たな市場の開拓など、スピード感を持って取り組まれている現状を目の当たりにしました。

少子・高齢化が進展する日本社会の中で、地域振興、景観、環境、防災といった観点を重視しながら大規模化、6次産業化を進め、競争力をいかに獲得していくかが重要です。これからは、行政、農業団体、意欲ある農家との連携強化、情報の収集、最先端技術などのマッチングの場を提供し、新たな発想の農家、担い手の育成、農業を新たな産業と捉える人材の育成を図ってまいりたいと考えています。

先月23日に、地域住民の皆様を初め、国の関係機関、福井県、大手民間企業の皆様にご参集をいただき、ラストマイル自動走行の実証評価出発式をとり行いました。永平寺町で行われている自動走行実証実験は、子どもからお年寄りまで地域の皆様の身近な交通手段として利用していただくことを目的に行っており、永平寺町の先進的な取り組みは、全国からも高い評価をいただいているところであります。今後も、地域の皆様に寄り添った自動走行サービスを確立してまいります。

さらに、永平寺緑の村四季の森文化館に、まちづくり会社などの民間活力を活

用した I o T 推進センターを設置しようと考えております。I o T 推進センターでは、県内外の大学や研究者、大手民間企業と地元企業の皆様の事業をつなげていきたいと思っております。来月 24 日には、全国で活躍されている講師の方、地元で I o T に取り組む企業の皆様、地域調査に取り組んでいただいた早稲田大学の研究成果を発表する I o T 推進セミナーを開催いたします。多くの皆様のご来場をお待ちしております。

また、最近では、御陵七福産業振興会の学校林整備と記念誌の出版、吉野地区の蔵王山整備、花谷城山会の城山登山、吉峰地区の区史づくりなど、地域の皆様が自主的、主体的に地域の特徴や資源を生かした活動を行っていただく機会がふえてまいりました。少子・高齢化が進む社会においては、コミュニティづくり、人づくりを行い、地域力を高めていくことが不可欠です。永平寺町としても、集落活性化支援事業、わがまち夢プラン事業、I o T 推進事業で積極的に支援させていただき、地域の皆様、地元企業の皆様が輝くための仕組みをつくり、地域の魅力、地域の農業、産業で笑顔になれるまちを実現してまいります。

さて、福井しあわせ元気国体・障害者スポーツ大会が 9 月 29 日に開会いたします。永平寺町では、会期前開催のハンドボール競技開催日、9 月 13 日に向けて着々と準備が整ってまいりました。大会運営ボランティアの登録者数は 530 人、協賛については 23 社の皆様から 180 万円相当額の協力をいただいているところです。

また、今月 27 日には、県立大学永平寺キャンパスにて花のまちづくり講演会を実施いたします。今後も継続的に花いっぱい運動に取り組み、スタッフとして携わる町民ボランティアの皆様、各種団体の方々と連携し、来町される選手、関係者、観客の皆様への最大限のおもてなしを発揮できるように取り組むことはもちろんですが、さらに国体終了後も花いっぱい運動が町内の至るところで継続できるような意識づくりにも取り組んでいきたいと考えています。

来月 10 日には、松岡総合運動公園において障害者スポーツ大会グランドソフトボール競技のプレ大会が実施されます。国体開会まで約 4 カ月となりましたが、これからも町民の皆様と一体となって国体を盛り上げていきたいと考えていますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

最後に、防災についてです。

昨年も災害の多い年ではありましたが、ことしに入ってから、2 月には福井県に大雪災害をもたらした 30 豪雪、3 月には宮崎県と鹿児島県にまたがる霧島

山の噴火、4月には島根県西部を震源とした震度5強を記録した地震など、挙げ出すと切りがありません。以前は「災害は忘れたころにやってくる」と言われておりましたが、最近では「災害は忘れないうちにやってくる」と言われるようになりました。

今月10日には、永平寺町健康長寿クラブの有志が中心となって、福井大震災記録集「福井大震災70周年 語り継ぐわが町の記録 永平寺町」の発刊と座談会が開催されました。災害の悲惨さ、防災の大切さを語り継ぎ、防災意識を日ごろからしっかりと持つことが、防災の第一歩だと考えています。町民の皆様の生命と財産をしっかりと守ることが行政に課せられた最大の使命です。これからも町民の皆様と、災害に強いまちづくり、地域力の向上をさらに進め、安心して安全に笑顔で住み続けられるまちを実現してまいります。

それでは、本定例会にご提案いたします議案等について申し上げます。

まず、平成29年度一般会計及び上水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、年度内完了が見込めない事業などを繰り越しいたしましたので、事業に対する金額や財源等について報告するものであります。

次に、平成29年度一般会計補正予算及び3特別会計補正予算の専決処分の承認につきましては、歳入歳出額の確定による予算の増額減額と、豪雪による修繕費の増額補正によるものであります。

平成30年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、こしの国広域事務組合の解散に伴う事務引き継ぎ金など3億2,237万9,000円を増額し、歳出では、返還金や基金積立金を補正するものであります。

永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきましては、個人所得課税及びたばこ税の見直しによるもので、個人所得課税では、給与所得控除及び公的年金等所得控除の見直し、たばこ税については、加熱式たばこに係る課税方式など見直しによるものであります。

永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきましては、医療保険分の賦課限度額の変更と軽減判定所得の見直しによるものであります。

損害賠償の額を定めることの専決処分の承認につきましては、町有施設による物損事故について、相手方と損害賠償の額について示談が成立したことに伴うものであります。

平成30年度補正予算につきましては、今年度当初予算が経常経費等を中心と

した骨格予算であったことから、総合振興計画等、町の基幹となる計画をもとに、限られた財源の中で最大の効果が得られるよう、町全体のさらなる発展と町民福祉の向上、新たなまちづくりの基盤整備、防災力、消防力の強化に重点を置いた予算編成としております。

主要事業としまして、総務費では、えちぜん鉄道の利用促進対策として、観音町駅パークアンドライド駐車場整備工事、災害に強いまちづくりを目指すために、地域防災計画改定業務、地元企業の連携を図る I o T 推進センターの設置に要する経費。民生費では、ひとり親家庭等子育て安心プラン補助に係る経費、幼稚園・幼稚園施設再編検討事業。農林水産業費では、耐雪型園芸施設等支援事業。商工費では、観光案内所の施設管理経費やキャッシュレス決済環境を推進する経費。土木費では、除雪力を向上させる事業や雪害復旧事業。消防費では、消防団ポンプ車の購入経費。教育費では、各小中学校の改修工事を計上しております。

以上の補正予算の総額は4億9,545万8,000円で、これらの歳出の財源となります。歳入では、国庫支出金、県支出金、全国防災事業債、繰越金等を増額しております。当初予算額及び4月専決補正予算額、今回の補正を含めた予算総額は91億9,960万3,000円とお願いするものであります。

次に、介護保険特別会計を含む3つの特別会計の補正予算について申し上げます。

介護保険特別会計補正予算では、歳出で、平成29年度の実績に基づく精算により交付額の超過が発生しましたので、その返還分678万9,000円を増額し、歳入では、繰越金を増額するものであります。

下水道事業特別会計補正予算では、中央浄化センターの処理場本体等を機能診断するための委託料397万5,000円を増額し、歳入では、一般会計からの繰入金を増額するものであります。

農業集落排水事業特別会計補正予算では、松岡農業集落排水の公共下水道松岡処理区への編入に伴い、財産処分協議等に必要な施設台帳整理や減価償却資産の算定等を行うための委託料など615万3,000円を増額し、歳入では、繰入金を増額するものであります。

次に、条例の制定及び一部改正について申し上げます。

まず、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法が改正されたことにより、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

次に、永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法による基本計画に基づき、永平寺町企業立地促進条例の一部を改正するものであります。

以上、定例会に提案いたします議案等について、その概要を申し上げましたが、詳細につきましては上程の際にご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会の開会に当たり、所信の一端を申し上げましたが、議員各位におかれましては、さらなる町政発展に向けて一層ご尽力を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第4 報告第1号 平成29年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について～

～日程第5 報告第2号 平成29年度永平寺町上水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について～

○議長（齋藤則男君） 日程第4、報告第1号、平成29年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第5、報告第2号、平成29年度永平寺町上水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告についての2件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、日程第4、報告第1号から日程第5、報告第2号までの2件を一括議題とします。

報告を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました報告第1号、平成29年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第2号、平成29年度永平寺町上水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでのご報告を申し上げます。

一般会計におきましては、年度内完了が見込めない9事業、繰越額3億3,645万5,000円、上水道事業会計におきましては1事業、449万3,000円でございます。

以上、報告第1号から第2号までの報告とさせていただきます。

詳細につきましては、この後、担当課長からご説明いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、報告第1号、平成29年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第2号、平成29年度永平寺町上水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでを一括して補足説明を申し上げます。

議案書の2ページをお願いします。

初めに、報告第1号、平成29年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

3月議会でお認めいただきました繰越明許費の繰越計算書を、地方自治法施行令第146条第2項の規定により調製いたしましたのでご報告申し上げます。

款6農林水産業費、九頭竜川下流地区地域用水機能増進事業100万円は、九頭竜川鳴鹿堰堤土地改良区連合が行う事業において、河川占用協議に不測の日数を要し繰り越したため、同事業に対する永平寺町の負担金を繰り越したものでございます。

款7商工費、観光まちなみ魅力アップ事業1億8,250万9,000円は、無電柱化工事、旧参道整備工事において、福井県及び大本山永平寺が実施する工事との工程、地元調整等に日数を要したこと、また、観光案内所整備において、地権者との用地交渉に不測の日数を要したことにより年度内完了が困難となったことから、繰り越したものでございます。

このように、年度内完了が困難となった9事業3億3,645万5,000円を平成30年度へ繰り越したものでございます。

財源につきましては、国・県支出金が1億6,215万7,000円、地方債が1億4,300万円、一般財源が3,129万8,000円でございます。

以上、平成29年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

続きまして、報告第2号、平成29年度永平寺町上水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

議案書の4ページをお願いします。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、年度内に支払い義務が生じなか

った建設改良費を繰り越したものでございます。

款1資本的支出、水位計・流量計更新工事449万3,000円は、発注した計測設備が受注生産であり、納期に長期の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めないことから、繰り越しをさせていただいたものでございます。

財源につきましては、全額、損益勘定留保資金でございます。

以上、平成29年度永平寺町上水道事業会計予算繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

以上で報告第1号、平成29年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第2号、平成29年度永平寺町上水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告についての2件を終わります。

～日程第6 承認第1号 平成29年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第7 承認第2号 平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第8 承認第3号 平成29年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第9 承認第4号 平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第6、承認第1号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから日程第9、承認第4号、平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてまでの4件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、日程第6、承認第1号から日程第9、承認第4号までの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました承認第1号、平成29年度

永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから承認第4号、平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてまで、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、一般会計から申し上げます。

歳出におきまして、豪雪による除雪経費が確定したことから、人件費を含めて9,506万3,000円を追加したほか、児童手当、国体実行委員会負担金等の額の確定によりそれぞれ1,269万5,000円と1,300万円を減額するなど、補正予算の総額は2,343万8,000円となった次第であります。

歳入におきましては、町税及び地方交付税の額の確定によりそれぞれ増額し、基金繰入金を減額しております。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

歳入におきまして、国民健康保険税を見込みに応じ減額とし、前年度繰越金を増額しております。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

歳出におきまして、事業の精算により維持管理費を増額し、建設費を減額しております。これに伴い、歳入では、一般会計からの繰入金を減額しております。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

歳出におきまして、2月の豪雪の影響でマンホールの破損が例年より多くなったことから、修繕費を増額するものでございます。

なお、これらの補正予算は平成30年3月29日に専決させていただいたものでございます。

以上、承認第1号から承認第4号までの提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、承認第1号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから承認第4号、平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてまでを一括して補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、平成30年3月29日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

初めに、一般会計から申し上げます。

議案書の8ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,343万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億5,320万4,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、9ページから10ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

16ページをお願いします。

下段の款2総務費、目4町長選挙費935万円の減額は、平成30年2月25日執行の永平寺町長選挙が無投票となったため、未執行の経費を減額補正したものでございます。

17ページをお願いします。

中段の款3民生費、目3児童措置費2,062万9,000円の減額は、児童手当及び子ども医療費扶助において、それぞれ実績に応じて減額したものでございます。

18ページをお願いします。

上段の款8土木費、目1土木総務費の職員手当1,125万2,000円の増額と、中段の目2道路橋梁維持費8,381万1,000円の増額は、2月の豪雪による除雪関連経費が確定したことから、人件費を含め増額補正したものでございます。

19ページをお願いします。

中段の款10教育費、目1保健体育総務費の負担金1,303万円の減額は、国体・障スポ大会町実行委員会への事業負担金が確定したことにより減額補正するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

戻りまして、13ページをお願いします。

まず、町民税関係で7,937万円、固定資産税関係で2,924万円を収納見込みに応じ、それぞれ増額しております。また、地方交付税において、交付実績に基づき特別交付税を1億5,000万円増額しております。

14ページをお願いします。

上段の土木費国庫補助金の臨時道路除雪事業費補助金7,400万円を除雪関連経費の財源として計上しております。

これらの補正により、下段の財政調整基金からの繰り入れを2億7,834万9,000円減額としております。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

23ページをお願いします。

財源の組み替えでございますので、予算額の増減はございません。

第1条のとおり、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、24ページから25ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

28ページをお願いします。

歳入について申し上げます。

上段の款1国民健康保険税において1,446万円を見込みに応じ減額とし、中段の特定健康診査等国庫負担金及び県負担金の額確定により、それぞれ10万3,000円を追加計上しております。

これらにより、前年度繰越金1,425万4,000円を増額補正しております。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

33ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,500万1,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、34ページから35ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出について申し上げます。

39ページをお願いします。

上段の目1公共下水道維持管理費の委託料295万6,000円の増額は、年間降雨量が前年度実績を上回ったことにより、汚水への不明水混入量が当初の見込みを上回る結果となったため、それに相当する五領川公共下水道事務組合への処理委託料の増額分を計上するものでございます。

下段の公共下水道建設費の委託料407万1,000円の減額は、公共下水道

事業計画変更業務委託の事業費が確定したことに伴う減額分を計上するものでございます。

この歳出に伴いまして、38ページとおおり、歳入では、一般会計からの繰入金  
を歳出に合わせ減額しております。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

43ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万5,000  
円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,704  
万3,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入  
歳出予算の金額につきましては、44ページから45ページにかけての第1表、  
歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出について申し上げます。

49ページをお願いします。

目1上志比地区農業集落排水維持管理費の修繕料78万5,000円の増額は、  
ことし2月の豪雪の影響で除雪作業が長期的になり、マンホールの破損が例年よ  
り多くなったことから、修繕費を増額するものでございます。

目2松岡地区農業集落排水維持管理費の電気料及び修繕費の減額は、事業費の  
確定により減額補正するものでございます。

この歳出に伴いまして、48ページのとおり、歳入では一般会計からの繰入金  
を歳出に合わせ減額しております。

以上、承認第1号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認  
についてから承認第4号、平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正  
予算の専決処分の承認についてまでの補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより承認第1号から承認第4号までの4件について、1  
件ごとに審議を行います。

承認第1号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につい  
て、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 議案書の16ページ一番上の補助金で地域情報通信基盤整備

事業補助金、これは何の意味なのか。減額ですね、比較的。

その次の段で通知カード・個人番号カード関連事務負担金350万の減。どうしてこういうことが起こってくるのか、それくらい復旧に問題があるのかということもちょっと聞きたいです。

さらに、18ページのいわゆる除雪費ですけど、これは7,500万の補正ということになっていますが、現実的には最終的に除雪として4億7,600万という捉え方でいいのか。そこも示していただければありがたい。本当はそういうのが負担金及び補助金もしくは需用費、委託料で最終の金額が出てくるといいのかなと思っていますところですけども。

あと、19ページの国体関連ですが、これは実行委員会の負担金が1,300万減っているというんですが、県補助金を見てみますと、その施設整備が480万、プレ大会補助金が410万ということで、どうして内容が違うのかということと、あと、実際どういうところが減っているのかというのを一般会計の専決ではお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） まず1点目の地域情報通信事業。これにつきましてはNTT光回線を永平寺町に敷設した工事、約1億8,000万円の事業だったと思います。その事業の額の確定がありましたので、その分を減額をいたしたものでございます。

それから、マイナンバーカードの通知カード・個人カード事業の負担金です。これにつきましては、これも個人番号カード関連事業負担金の額の確定により減額をしたものです。つまり、カードの発行枚数によって金額が確定しますので、発行枚数が見込みより少なかったということになろうかと思えます。

それから、除雪事業につきましてですけども、ご指摘のとおり、除雪事業につきましては当初で約8,900万円の事業費を持っておりました。それが3月補正で2億3,200万円程度の増額補正をしております。そして最終専決で今回の8,380万円の増額。合わせて、この除雪事業としましては4億600万円程度。そして先ほどの職員の人件費、除雪関連人件費1,100万円。これらを合わせますと、除雪事業に関しての今年度の費用としましては約4億2,000万円ということになります。ここに上がっております4,700万円余りの数値は道路橋梁維持費全体の額でございますので、そのうち4億程度が除雪関連経費ということになります。

それから、教育費の障スポ大会実行委員会の負担金1,300万の減。これは実行委員会への支出が、実行委員会が抱える事業費が1,300万円減額になったということなんですね。実行委員会が直接発注した使用料及び賃借料等、そういったもので入札差金等が出ましたので、そういった分を差し引いております。

ご指摘がありました県支出金等、これらにつきましても、そういった実行委員会のその県の補助対象経費分について減額になった分が減額になったというご理解でよいかと思います。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） NTT回線の1.8億の抛出ですが、確定、できたらそんなのはもっと早く情報としては示していただいたほうがよかったのかなと思ってます。

あと、住基カードについては普及が進まない、それほどどこに問題があるかということもあると思うんですね。やっぱりこれだけ、ある意味情報社会、そういうのが漏れるとほかのところで、いわゆる情報が、個人の特定とは別に出されていく情報がある。それとどこかで結びつくことがあると、これは大変なことになるんで、そういう意味での不安もね、これ両面で考えていく必要があると思うんですね。ただ、そういうなのを、確かにあれですが、専決だけで報告されるというのは、本当は僕はそこはきちっとやっぱり課題も含めて示していただくのがありがたいのかなと思うところです。

除雪費は本当に福井市で大問題になってますけれども、大変な状況だったと思うんで、職員の皆さんの手当も含めて2億2,000万。そういう意味では、本町なんかはそういうことを見越してきちっとされていることが、そういうこと、福井市みたいなことを招かないようになっているのかなと思って見えています。随分違うなというところで、それは評価しているということですよ。

あと、国体関係の差額の問題ですが、そういうこともあるんでしょうけれども、できたらそういうことも、本当にもう少し早く知らせる機会があるときには何か資料として示しておいていただくとありがたいのかなと思っています。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） ご指摘がありましたように、事前に報告すべきものはこういった形ではなくて、もう少し詳しく資料を提出して報告したいと思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 今ほど金元議員ご指摘の減額の方でございますが、この金額につきましては、国のほうから指示がある、見込みを出しながら指示があるということで、29年の場合につきましては28年度の国の見込みの額がもとにあります、それが実績を下回ったということで29年度に相当額繰り越しのほうをされました。なおかつ29年度当初でも国のほうの指示ということで、今ここで上げさせていただいた金額を計上させていただいたわけなんですけれども、全国的に実績として伸び悩んだと、当町においても8%弱ということで、この支払い先につきましては地方公共団体情報システム機構へ全額必要経費として支出するというので、当初予算、予算の額につきましては当町の発行枚数の見込みを計上するのではなくて、あくまでも国のほうの全体の予算どりの配分ということでご理解いただきたいと思っております。

また、発行枚数の伸びが少ないという点でございますが、これにつきましても、国、県等、町もですけれども、現在、付加価値として、当町においてはコンビニ交付を実施しておりますが、それ以外につきましてはいろいろ国等でも検討はされておりますが、まだ実施に至ってはいない状況でございます。今後、いろいろな付加価値等がついてくれば枚数等もふえてくるかと思っておりますし、町といたしましても、現在住基カードをお持ちの方、切りかえの時期が来ておりますので、積極的にマイナンバーカードへの切りかえのほうを推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第1号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第2号、平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

金元君。

○9番（金元直栄君） 28ページです。

歳入のところで、国民健康保険税のところで見込みとは1,446万円のずれが計上されています。どこがずれたんかというのはちょっとわからないんで、例えば最終収納率なんかも示していただくとわかるのかなと。ずれたのか、それとも未収なのかも含めて、ちょっと示していただくとありがたいんですが。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） まず、当初見込んでいた納税義務者数と比較して、実際の納税義務者数の減少の幅が多過ぎたというのが1点ございます。それで減額というようなことでさせていただきました。

なお、徴収率については、まだ出納整理期間が過ぎておりませんので確定値ではございませんが、97.4%ということで、収納率については見込みより高い数字ということでございますので、主な原因は納税義務者数の見込みよりの減少というようなことが考えられるのかなと思うところでございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） それは見込みで立てられる納税義務者数だと思うんですが、どういうところで差が出てくるんですかね。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） やはり退職被保険者数が常に減少しているというところがありまして、その分の減少も大きく響いているのかなというようなことと、あとは、やはり全体的な加入者数の減少が原因ではないかなと考えているところでございます。

○議長（齋藤則男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 今ほど税務課長のほうから被保険者数が想定以上に減少したということでございますが、何度か議会のほうでも報告させていただいてますとおり、10年までいかなくても5年程度前までは、定年制で60歳になれば相当数が国民健康保険のほうに加入されてきた状態でございますが、ここ

数年、年金支給の引き上げもしくは企業等の保険者になる制度の改定等がございまして、60歳から65歳まで、特に顕著に国保加入者が減っているような状態でございます。

ちなみに、数字的には、29年当初予算策定時期の平成28年12月末の被保険者数につきましては3,596人でしたが、平成29年度1年間の平均の被保険者数につきましては3,459人ということで137人。これは実際の今までの想定減少幅を上回るもので、このような減額構成につながったものと考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第2号、平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第3号、平成29年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算の専決処分の承認について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第3号、平成29年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第4号、平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認について、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

採決します。

承認第4号、平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第10 承認第5号 平成30年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第10、承認第5号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました承認第5号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳入におきまして、平成29年度末に解散しましたこしの国広域事務組合からの事務引き継ぎ金のほか、消費税還付金、公有施設災害共済金等、総額で3億2,237万9,000円を計上しております。

歳出では、福井市への返還金や未払いとなっています諸経費等を計上し、これらを差し引いた2億3,380万7,000円を基金に積み立てることとしてい

ます。

なお、この補正予算は平成30年4月2日に専決させていただいたものでございます。

詳細につきましては、担当課からご説明させていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、承認第5号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、平成30年4月2日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

議案書の53ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,237万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億414万5,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、54ページから55ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

58ページをお願いします。

歳入では、総務費雑入において、平成29年度末に解散しましたこしの国広域事務組合からの事務引き継ぎ金等を計上しております。内訳としまして、こしの国広域事務組合清算事務引継金、消費税還付金、公有施設災害共済金、未納となっておりますケーブルテレビ受信料をその他総務費雑入として、総額で3億2,237万9,000円としております。

59ページをお願いします。

歳出では、下段の目5企画費において、こしの国広域事務組合の解散に伴う清算事務処理に係る関連経費を計上しております。主な内訳としまして、徴収手数料、伝送路監視システム修繕費、会計システムリース料及び福井市への返還金などで、関連費用総額は8,857万2,000円としております。

上段の目4財産管理費において、今ほど申し上げましたこしの国広域事務組合の清算事務処理後に生ずる剰余金分を財政調整基金に積み立てるものでございます。積立額は、歳入総額3億2,237万9,000円から歳出総額8,857

万2,000円を差し引いた2億3,380万7,000円を計上しております。

以上、承認第5号、平成30年度一般会計補正予算の専決処分の承認についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） これはこしの国の解散に伴って、その事務処理を永平寺町が引き継ぐというもので専決という形になっているかと思います。

ただ、そこでお聞きしたいのは、ここで福井市のほうが返還金8,000万、そして今後まだ事務処理の継続はずっと続くと、今のこしの国の事務処理はまだ最終的には1年間近く残るんじゃないかなというふうに思ってます。それはちょっとわかりませんが、最終的には、その残りの部分、それから1年間の事務処理、ほかも含めて出てくるんじゃないかと思うんですが、それを今残った分をその基金に積み立てるという形になってますが、その事務処理の残りの経費の部分とか、あとの出し入れの部分が今後起きてるわけと思いますが、それはどういう形で議会に報告し、どういう形で議会の承認なりをしていくのか。その流れをちょっとお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） まずこしの国の、今現在、こういった清算事務をやっておりますして、その清算事務を取りまとめましたら、平成29年度の決算という形でといたしますか最終決算、そういう形で永平寺町の議会と、それから福井市の議会にお諮りするという運びになっております。

この期限といいますかね、こちらのめどとしましては9月までにはと思うんです。最終的な消費税の還付計算というものが9月末ということが期限になっておりますので、それがまさに最終になろうかと思えます。そういった清算をして、それでこしの国の残処理といいますか、そういった経費はその後には発生しないというようなことになろうかと思えます。

ただ、一部、リース等でことしいっぱいの金額がかかる分というようなものがございまして、それについては永平寺町のほうで引き継ぐものもございまして、ほぼほとんどはその9月末で完結するというようなことで考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） そうしますと、先ほどご報告ありましたように、その分担というのは、分配と言うとおかしいですが、それは福井市が8,000万、うちが2億云々の形が残って、あとの精算については9月に、今現在こしの国が持っている金額、また、まだ未収のケーブルテレビの使用料とかいろんな形が出てくると思いますが、それはその時点でその出し入れについての報告をするということによろしいわけですね。ほんで9月の承認というんですか、一応9月の議会には間に合はんのかな。間に合はんのやね。12月議会まで、ほんなら最終的には12月議会のときにその報告の最終結論が出るという形で見ればよろしいんでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 議会への報告というか承認をいただくものは、29年度のこしの国の決算と、それから今の残り、30年度に残った残額での精算分のご報告をさせていただくということになります。

それから、念のために申し上げますと、福井市の返還金8,000万というのは予算としてそのくらい見込んでいるということでございますので、こちらの見込みとしてはそれを超えることはまずないだろうということで見込んでおります。最終的には、今申し上げた精算をした上で計算をして、きちんとした正確な額を福井市には何がしかお返しするという形になりますので、それもあわせてそういった精算の中でご報告を申し上げるという形になります。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） それと、もう1点。当然、解散に当たっていろんな形での、その現在の利用者の方々のトラブルも含めてについては、今のこしの国の事務局が対応するというふうな形で、たしかこしの国議会の最終的な結論が出てたかと思えます。ですからあわせて、そのトラブルの件とか、また例えばいろんな引き継ぎにおける支障または経過があったら、またそれもあわせて、決算だけじゃなくて、それをご報告いただければ幸いかと思えますので、要望しておきたいと思えます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 僕、会計を今、こしの国からのということで見ているんですが、こしの国からの繰入額というのは、これ予算書とか説明書を見ているんですけども、額はどれだけなんですか。いろいろほかのやつも入っているので、3

億789万5,000円だけなんですか。後から入ってくるのは別ですよ、今回の。何でそんなことを聞くかといいますと、例えば議案書59ページに会計システムリース料200万6,000円というのがあるんです。これはどこで使われるやつなのか。もうこしの国はほぼないのに、これだけの金額、もしこしの国に関連しているとしたら払うのか。ちょっとわかりにくいんやね、こしの国の関連が。

僕が言いたいのは、こしの国の会計、もしこっちへ繰り入れするのなら、特別会計みたいなのをやっぱりきちっと整理すべきじゃなかったのか。もともとそういうことが、これからお金の動きがはっきりわからない状況があるわけですから、それを最終チェックする体制そのもの、こしの国が解散してしまったのが私は問題やと思っているんですけれども、その辺どうお考えなのか。

また、いわゆる福井ケーブルテレビに協定書で2億6,000万——2億六千百何十万かな——のお金を払うということになっていたと思うんですが、最終的にはこれ2億300万で済んだという話でした。5,700万ぐらい余ることになるんですね。それらもある意味、報告はこの議案書が出てくるまでなかったと私は思っているんですが、本当にそういう事務組合の会計処理はそれでよかったのか。その辺はどうお考えでしょう。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） まず、歳入におきますこしの国広域事務組合清算事務引継金3億789万5,000円、これがいわゆる現金、こしの国から引き継いだ金額でございます。それ以外は、その後入ってくるであろうという金額を計上しています。

そして、会計システムリース料なんか、これは一体どういうことかといいますと、今現在、残務処理をしている中で、あるいは平成29年度の決算の取りまとめをする中でこういった会計システムというのがまだ必要ですので、そういう意味で4月以降もこの事務継承の中で使っていくということで、その費用をこのように必要経費として盛り込んでおります。

それから、福井ケーブルテレビへの、何といいますか、負担金といいますか、2億ほど減額になったということでございます。これは、おっしゃるように、その段階で説明があればよかったかなというふうには思いますけれども、それはこしの国事務組合当時のお話でございますので、私どもとしてはその結果を引き継いでいるということでご理解をいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） こしの国から福井ケーブルテレビへの2億6,000万何がしかのお金を持ち込むという話でした。それが2億300万になったということ。悪く言うとその見込みが甘かったのか、よく言うと向こうが良心的に対応してくれたのか。それは普通、民間企業の場合、こういうお渡しする金額をやっぱりきちっと書き込むと、それはもう戻ってこないのが普通だと僕は思っているんですね。民間の場合はなかなか。そういう意味では、いろんな意味で真摯に対応してくれたのかなと私は思ってます。ただ、そこで約6億、3月末の時点で6億ぐらいのその資産を持ち込んで無償譲渡にしたわけですね。

ただ、もう一つ会計でわからないのが、うちに残るそのいろんな関連の資産なんかは、それはこの金額だけでどこか議会にきちんとした額で本町に残される、現金以外に持ち込む金というんですかね、資産というのは出てくることは報告されることはあるんですかね。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） まず私のほうからですけれども。

先ほどおっしゃった福井ケーブルテレビへの2億云々というお話ですが、これ主には、福井ケーブルテレビに無償譲渡でそういった資産等もお渡しするに当たって、老朽化した機器の更新というものをすべきものは更新をしてお渡しするという事の中での2億何千万というお話でした。ですから、その機器の更新をする際に、当初、見積もりではご提示した金額でした。実際にやってみたら、実際には、経緯は知りませんが、入札差金なりそういったもので減額になったということなんだろうなど。ただ、うちが入札したわけではないのでそれはわかりませんが、そういうことで機器の更新に係るものですので、当初の見込みよりも少し下がったので、それはよかったというようなことで考えております。

それから、6億余りの資産がというお話がございましたけれども、当然こういった公営企業でやっておりますので、これだけの現物資産を抱えてますと当然毎年減価償却費という形で発生しておりますして、それは損益勘定留保資金等々で金額としては積み上がってくるということなので、それは不思議な話ではないというふうに考えております。

それから、では次は、担当の総合政策課長のほうから申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君）　こしの国の解散に伴いましては、昨年9月に、こしの国の解散とその事務を承継するという事で町議会のほうで議決をいただいて、9月28日だったと思いますけれども、基本協定書を締結する中で、先ほどの2億6,100万円についても事業負担金という形で、その額を上限として超えない範囲でということで協定を結ばせていただいて解散の作業を進めてきているということでした。

先ほど金元議員からお話のあった財産云々の話ですけれども、その都度その都度、福井ケーブルテレビに事業を移譲をする場合には、ケーブルテレビに関する局舎の中の機械設備であるとかそういったものは、一覧表にして全協等でもお示ししているかと思います。あと、自主放送に係るものについては福井ケーブルテレビには移譲しませんので、その分は町が引き継いで維持管理していくというような形でご説明させていただいておりますし、最終的にその決算のときに財産が永平寺町に残るものというものはまたお示しすることになると思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君）　金元君。

○9番（金元直栄君）　僕は、2億6,100万の見込み、これ協議の上で計算した、試算した金額だと思うんですが、実は22%近く返ってきていることになるんやな、5,700万という。これはこれまで、通信機器とか防災無線なんかも含めてですが、ほぼ100%とは言わないけれども、95%以上の入札になっていたような感じがあるんですが、そういう中では本当に、普通、協定書に書き込まれたそれ以内といっても、根抵当権じゃないですけどね、そこに書いてある金額そのものをすこんととってまうとかということになりかねない状況が本来は僕はあると思うんです。そういう意味では議会のチェックというのは非常に大事だなと思っていたんですが、強制的に、ある意味、「こしの国の議会の議員には余りそういう議決権はないんだよ」と、「所属議会の本議会で採択されれば、ここでは何を言ってもだめなんだよ」という説明を受けてきました。そういう意味ではちょっと議員の中からも「こしの国に参加している議員の責任を果たしてないんでないか」という批判も受けた経過があります。そういう意味では、こういう多額の金額をもって今回は専決という形で出てきてますけれども、本来チェックすべき内容ができない状況にされ、なおかつこういう形で専決というのは僕は本意だなと思ってます。

もし何か反論あればね、言っていただきたいと思います。討論のときにはちゃ

んと言いますけど、今でしたら反論が言えるはずですからね。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 締結の中では2億6, 100万円というのを、それを上限とするというふうにならなくてよかったと思います。その中で、やはりこしの国の職員がしっかり一つ一つ精査して福井ケーブルテレビの皆さんと交渉して、少しでも安くといいますか負担にならないようにという思いで交渉に当たっていただいた結果が、この5, 000万円の減額がまた町に入ってきた結果で、それは、やはりこしの国ケーブルテレビの議員の皆さんのいろいろな指摘の中でそれを真摯に受けとめて、何とかいい体制で譲渡していきたいという思いの中からこういった結果になったと思いますので、ですので、ご理解ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、質疑を終わります。

討論があります。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 私は、これについて反対の立場から討論したいと思います。

といいますのは、私もこしの国議会の一員でありまして、その中で、こういう形でそれぞれの議会に移譲していく、そこで会計をしていくというような話は聞きました。それはある程度納得をした部分もあって、その時点ではやむなしという形で賛成をとった経緯があります。

しかし、そのときにこの専決でやるよという話は一切聞いておりません。というのは、この部分を進める上においてお金のところが必要になるというのは当然わかりますが、それならば、そういう動きをこしの国議会にある程度きちっと説明した上で、こうなりますよと、お金の動きについてはこういう形になって、なおかつ6月についてはこうなりますと。先ほどの、金元議員も言いましたが、同じその説明が、実際3月7日ぐらいのところのやつが手元に来たのはこの前の、今回の上程のときに、実際はこれになったらその専決の内容についてはこしの国から何ら説明を受けてないということで話をしました。

そういうことからいきますと、その専決であるということ、やはりこしの議

会が解散する前にはそういう話をすべきであったというふうに私は思いますので、そういう面から見ると、この専決の内容はわかりますが、手法については納得しかねるという、元こしの国議員として、そういう立場から反対の立場をとらせていただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

原案に反対者の発言ですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 原案に反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私は、今回の専決についてですが、1つは、専決としてはやっぱり異例の金額になっていること。災害でもあるんなら別ですが、やっぱり一つの計画どおり進めていく内容としては、3億以上の専決というのは、議会のチェックがなかなか入らないという意味では問題だと、異例だと思います。安易過ぎるというのが一つです。

2つ目は、例えば覚書にあった2億6,100万円ケーブルテレビに支払うと。それは本当に良心的な対応で、5,700万円が本町に戻ってくるという状況になっていることは、これはうれしいことやと思います。これは職員のそういうことでの努力も認めるところですが。ただ、覚書に上限2,600万ということを書き込まれて、それを一つの支払いを求められるということになると、それは一つのひとり歩きする条件づくりにもなりますし、また、差額が戻ってくる、こういうことをやる時にチェックがうまくいかないということになれば、それは不正の温床にもなりかねない。特に事務組合というのは、これは夕張の例なんかでもそういう問題が指摘されていますので、僕はこういうやり方については、やっぱり手法の問題も含めて、金額も金額だということで認めるわけにはいかないという立場をとっていきます。

○議長（齋藤則男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） 本件につきましては当初、こしの国におきまして、老朽化した機器を町で——福井市と一緒にですが——更新して、そういう更新投資をしてこしの国ケーブルテレビを維持するかという課題がありまして、その機器の見積もりがたしか10億を超える投資額が必要だったと思います。今後とも、こうい

う放送といいますか、テレビとか通信関係の機器はどんどん新しくなっていますので、追加してその10億を超えて、また次にはさらなる追加投資が必要になるということが予想されていまして。そういう追加投資にとっても耐えられる状況ではないと、こしの国ケーブルテレビを維持することによる、何といいますか、利便性というか便益と比べますとね。そこで、ちょうど福井ケーブルテレビと交渉しましたところ、引き受けてくれたという運びだったと思います。

向こうが引き受ける協定におきまして、もう老朽化して、こしの国テレビでやっても当然10億を超えるような追加投資が迫られている中において、その更新費用として、向こうが引き受けることにつきまして、2億6,100万ですか、引き受けることについて支払うべきという一応見積もり、計上が出ましたが、それをこしの国の職員及び皆さんがよく機器を精査をしていただきまして、それが約5,000万ほど減額になったということで私は理解しております。

こういう流れといいますか、こういうふうに事務手続を進めますということはこしの国議会でも十分説明を受けて、この後の経緯につきまして、結果につきましてはそれぞれの永平寺町、福井市の議会において報告をさせていただくということでこしの国議会では承認をいたしましたので、今ここに上がってきていることが、何といいますか、数字を外れたものではないと私は思います。

以上の考えによって、この上程案件を賛成といたします。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかに討論はありませんか。

2番、滝波君。

賛成ですか。

○2番（滝波登喜男君） 賛成の立場で。

○議長（齋藤則男君） 原案に賛成の発言を許します。

○2番（滝波登喜男君） こしの国を移譲するということは、もうこしの国で、当然当議会でも協議をし、その方向性になったんですから、それをとやかく言う話ではないと思います。ただ、それが決まった以上、一番迷惑をかけてはいけないのは当然加入者である住民の方に迷惑をかけたらかんと。そうしますと、いち早く移譲の作業に入ってそれを終了させるということが至極当然でありますし、それが大きな命題であると思います。ですから、今回、専決をするということは妥当かなと思います。

ただ、当議会といたしましては、通年会期制をとっていませんのでこういった

形にならざるを得ないということでもあります。それはある意味、議会の課題ではないかなと思っておりますので、それは今後、当議会で考えていかなければならない課題だろうと思います。

ただ、今回の専決については、のせたということはいたし方ないと思いますし、一番は、先ほど言いましたとおり、加入者である住民に迷惑をかけないようなことでやっていていただきたいなと思います。

ただ、決算については我々の仕事でありますので、きちっと見きわめていかなあかんし、報告もいただかなあかんと思いますので、その点はよろしく願いをいたしたいなと思います。

ということで、賛成の立場をとらせていただきます。

○議長（齋藤則男君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、討論を終わります。

これより、承認第5号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（齋藤則男君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

～日程第11 承認第6号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第11、承認第6号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第6号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正が必要となりましたため、平成30年3月31日に専決処分いたしましたもので、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

主な改正内容は、個人所得課税及びたばこ税の見直しによるものでございます。

まず、個人所得課税では、働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から、所得税と同様に給与所得控除及び公的年金等所得控除の見直しを図り、その一部を基礎控除に振りかえました。

次に、たばこ税について、平成30年10月1日から3段階で引き上げられることになりました。また、近年の加熱式たばこの普及により、加熱式たばこに係る課税方式が見直されました。

そのほか、地方税法等の改正に伴う所要の改正を行ったものであり、施行期日は平成30年4月1日でございます。

詳細につきましては、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 補足の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） それでは、承認第6号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足してご説明申し上げます。

議案書は60ページからでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月28日に成立し、同年3月31日に公布されたことに伴い、永平寺町税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものでございます。

主な改正点でございますが、個人所得いわゆる町県民税及びたばこ税の見直しでございます。

まず、町県民税関係でございますが、給与所得控除及び公的年金控除の額をそれぞれ10万円引き下げ、給与所得控除につきましては、改正前、最低65万円から年収に応じて増加し、年収1,000万円を超えると一律220万円であった給与所得控除が、改正により、最低55万円から年収に応じて増加し、年収850万円を超えると一律150万というように改正されたものでございます。

また、65歳未満の公的年金控除につきましては、改正前の最低70万円を60万円に、65歳以上の公的年金控除は、改正前の最低120万円を110万円に引き下げられたものでございます。

次に、基礎控除についてでございますが、10万円引き上げ、改正前33万円

を43万円とするものでございます。また、合計の所得金額が2,400万円を超える納税義務者に係る基礎控除については段階的に縮減され、2,500万円を超える納税義務者には基礎控除の適用がなくなるという改正も行われました。

この改正により、高額給与所得者及び高額所得者については増税となり、営業所得者などそれ以外の所得者については減税となる措置となるものでございます。

次に、たばこ税についてご説明申し上げます。

たばこ税につきましては、国と地方のたばこ税の割合1対1を維持しつつ、平成30年10月1日から3段階に分けて引き上げることとされました。国と地方のたばこ税を合わせて1本当たり1円ずつ、合計3円増税されることとなります。

また、近年の加熱式たばこの普及により加熱式たばこに係る課税方式が見直され、重量で紙巻きたばこの本数に換算し納税されることとなりました。加熱式たばこについては課税方式の見直しを図り、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に引き上げられることとなりました。

以上、簡単ではございますが、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

金元君。

○9番（金元直栄君） 今回は控除の、いわゆる所得控除から基礎控除に振りかえる問題とたばこ税の問題というふうに聞いていますけれども、ちょっと聞きたいのは、いわゆる給与控除から基礎控除へ振りかえるという話ですけど、これ性格が違うんでないかということをお聞きしたいのと、どうしてそうすることで、金額がよく似ているので余りその影響はないんじゃないかという話ですが、そこはちょっと少し説明をお願いしたいのと。

あと、たばこ税の問題ですけれども、やっぱり庶民増税になってないか。株で大もうけしている人たちのやつについては、また引き延ばすというふうな話もありますけれども。

もう1点、ちょっとわからないのは、固定資産税に関する経過措置、一つはわかるんですね。評価がえがありました、18年に。路線価に対して課税標準額を7割にするということは。しかし、7割まで一気に引き上げてくると大変になるんで負担調整ということで経過措置がとられているんですけれども、町内はほと

んど7割になっていると聞いているんですが、その辺をお聞きしたいのと。

もう一つは、地域未来促進法というんですか、それに基づくやつで、特定の企業にだけ設備投資に対して減税するという内容についてはなかったですかね。たしか僕は地方税法やったと思うんですが。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） まず、給与所得控除と基礎控除の関係なんですけれども、給与所得控除が引き下げられ基礎控除が10万円ずつ引き上げられるということで、通常の給与所得者については減税も増税もございません。いわゆるサラリーマンについては今までと変わらないということでございますが、基礎控除が10万円引き上げられたことによりまして、営業所得あるいは農業所得、不動産所得の方については、10万円に係る税額分が減税となるというようなことと言えらると思えます。

次に、たばこ税でございますが、私もたばこを吸いますので、議員さんおっしゃられるとおりに非常に憤りを感じているところではございますが、やはり健康というんですか、健康のことも考えますと、喫煙者を減らすというような方策の一端としても仕方がないものではないのかなと考えているところでございます。

また、固定資産の負担軽減措置。これについては、これまでも行っていたものについて、現行の仕組みを3年間延長するというようなことでございます。

それと、地域投資促進法関係の改正については、固定資産税の減額につきましては3月の議会でご承認をいただいたものでございますのでご理解ください。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） いわゆる今の控除ですが、聞いてるとどうも働き方改革につながっていて、働く人が多くなればその分での控除を減らすということは、ある意味、増税になって税収がふえるんでないかという話ではないかと思うんですが、そういうこと、特に先ほど、国民健康保険税のところ60歳で定年というのが随分やっぱり、まだ働いている人というんか、働かなければ年金出るまで食いつなぐために大変だという人もいらっしゃって、その人たちの増税につながるんでないかという話もあるんですが、その辺はどうなのかということが一つ。

たばこの問題は、思わぬ答弁があるとちょっとこっちも構えてしまうんですが、本当に課長はそう思っているんなら、もっと考えてもらってもいいのかなと思わんでもないんですが、そこはちょっとね、その辺で置いときますけど。

ただ、3月に決めたやつですけれども、本町内で適用される固定資産税の減免

に関するやつは、本来この中で一連の改革の中でどうしていくかという方向が示されるんですけど、いわゆる全ての企業が対象になるわけでないんですね、特定の企業しか。その辺どうなのか。町内では、示されているのは未来投資法に、単純に言うと指定された企業しかされないということですから、その辺やっぱり差が出てくるんでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） まず、所得課税のことなんですけれども、やはりこれは高額所得者については、先ほどもご説明申し上げましたとおり、1,000万円以上の高額所得者。1,000万円を超えると、所得控除が一律であったものが、これが850万円まで引き下げられ、なおかつ控除額も220万から195万に減額されたというようなことも鑑みますと、やはり高額所得者に対する増税を狙っているのではないかなと考えているところでございます。

たばこ税につきましては、これ私の一存で改正できないことが、認められるのならこれは今回改正をお出ししなかったんですけれども、これはもう法律で決まっていますのでご理解いただきたいと考えているところでございます。

また、3月に改正いたしました固定資産の減額の改正なんですけれども、それは事業の計画が認められた企業に対する減額なんですけれども、仮にうち独自で行っています企業立地促進法だけで減額いたしましても国からの補填が得られませんので、今回条例化して、計画が認められた者に対する減額については固定資産の減免ということで措置することによりまして国からの補填が、70%ですけれども、得られるということで条例化したものでございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 補足で、地域未来投資法、認定されますと3年間という期限があります。その3年たった後は、また普通の固定資産税に戻っていくという形になりますので。

今ほどおっしゃいました永平寺町の企業誘致の条例でも固定資産税分は3年間しっかり応援していくという形になっておりますので、今回、未来投資法をとっていただきますと特別交付税で7割国が補填していただくことになりますので、町にとってもありがたい制度かなというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 控除の見直しで、いわゆる町民税の問題だけでなしに、例え

ばそれが国保とかそういうふうなところに低所得者では影響が生じるのかなと思うところが僕はあるんですね。高額所得者だけ狙ったものではないというのが今度の内容ではないかなと思うんですが、その辺がいまいち見えないなと思うところですよ。

それに、たばこの問題は、二度目の質問ではもういいと言いましたからね。

固定資産税のやつについては、確かに投資促進法に指定されると3年間減税、設備投資に対してできるという話ですが、僕は長年、やっぱり地域で地域を支えてきた産業に対してどうなのかということは大事な視点ではないかなと思うんですね。どうも最近はその余り見られないんですね。いわゆる国家戦略会議の提起に基づいているんな特区の申請なんかもあるし、特区の指定なんかもあるし、逆に一方では、地域でこつこつ地域を支えてきた産業に対する支援というのはほぼなくなっている。これは農業も一緒ですから。オランダへ見に行ったというんですが、オランダがどんなんかは僕よくわかりませんが、全然違うところのいろんなところを見てきても余り、なかなか我が国、我が地域に合うのかなというのは率直なところですよ。

ただ、地方税法の問題で言うと、そういう特定の企業にだけ恩恵をこうむるような制度というのは、それは僕は、地域全体を考えると企業は差別感を持つというように思うので、その辺は余りよく見えないので、またわかるような説明があれば賛成していきたいとは思いますが。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 企業誘致は、町に産業、そしてまた雇用とか人を呼び込む、そういった一つの大きな手段になるかなと思っております。

地域に目を向けますと、これももうそろそろ新しい制度に変えていかなければいけないと思いますが、利子補給、また「SHOJIN」ブランド、またIoTで商工会さんと一緒に連携して地元の企業さんに新しい技術を提供していこう、提案していこうというそういった取り組み等、いろいろな形で商工会さんと連携をとりながら進めさせていただいております。

本来ですと、今回、6月議会でお示ししたかったんですが、本当に今、町の業者さんが困られているのに人手不足という問題があります。これについて、提携を結んでおります労働局と一緒に、永平寺町でどうして、どういうふうな支援をすれば、今は2倍と言われてますが、業種によっては4倍、10倍を超える業種もあるそうです。こういったのを商工会さん、またハローワークさんと一緒に永

平寺町独自の施策ができないかというのを探っているところであります。

それと、オランダにつきましては、今のような日本の改革を50年前に進めて、農業を一つの大きなもうかる産業とするのに20年かかったという話を、実はそこが一番勉強のポイントだったと思います。当時、今の日本と50年前のオランダ、何かほぼよく似た状況で、どういうふうに変えていこうか、それが大規模であったりしていった中で、大規模にやって環境を破壊してしまった。EU自体がその環境を取り戻そうということで直接支払いも、例えば社会貢献であったり環境、こういった部分で不利益が出る部分を国が直接、JAさんみたいな団体を通して振り分けている。そしてまた、その窓口となるそういった団体さんには3割の事務手数料をやって公平に行き届くような体制をとっている。そしてもう一つは、例えば、もうかる産業になりましたので、いろいろな補助がありますけど、もう利子補給程度なんです、新しい設備を入れたり。それは金利分は全部国が見ますよという形をとってます。ただ、それをするまでにいろいろなプロセスとか努力があったので。今の日本の現状をお話ししたときに「それはまさしく50年前のオランダと一緒に、結構今から大変ですよ」というお話も聞きましたが、これからしっかりとやっていかなければいけないなと思います。

それと、今回、所信で農業をちょっと訴えさせていただきましたのは、人口は減ってきます。2050年まではずっと減っていくんですが、世界の人口が100億人になってきます。今の75億人が25億、100億になります。そういった中でこの日本の自給率であったり農業の位置づけというのは、これからあと30年で物すごく大きく変わってくるし、変えていかなければ、この日本自体が、また地域自体がどうなるかなということもありますので、これからもうかる農業といいますか、産業としてしっかりと永平寺町の産業を、今でも支えていただいておりますが、支えることによってまた担い手も生まれてくる、そういったのをちょっと頑張っけてやっていきたいなと思ひまして、所信の中にも入れさせていただいた次第です。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 一言だけ。僕はこれ、さっき余りよくわからないのでと言ひました。反対するということはないんで、自席で棄権していきたくと思ひます。ただ、討論の中ではそれは言えないので、今言っときます。

オランダという国は農業が盛んになった。それは産み産めれば農地はどんどんふえるわけですから、それは巨大な農場ができるという、あこデンマークも含め

てそういう地帯だということは頭に置いて考えてほしいのと。

ヨーロッパの主流は国土保全、条件不利地については所得交渉をきちっとするというのがヨーロッパ農業の基本です。そのことだけ言っときます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第6号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「棄権」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第12 承認第7号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第12、承認第7号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第7号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、平成30年3月31日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

主な改正内容は、医療保険分について、賦課限度額を4万円引き上げ5.8万円とさせていただいたものであります。また、低所得層の税負担の軽減を図るため軽減判定所得を見直し、被保険者1人当たりの加算額について、5割軽減では5,000円を、2割軽減では1万円をそれぞれ上乗せしたものです。

施行期日は平成30年4月1日でございます。

この後、詳細につきましては、担当課からご説明させていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 補足の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） それでは、承認第7号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足してご説明申し上げます。

議案書は78ページからでございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものでございます。

主な改正内容でございますが、医療保険制度の健全な運営を図るため、国民健康保険税の加入者全員に賦課されます医療保険分につきまして、賦課限度額を改正前の「54万円」から「58万円」に4万円引き上げるものでございます。平成28年度の改正からの2年ぶりの改正となるものでございます。

次に、低所得の被保険者に対して、軽減適用するための所得判定の際の被保険者1人当たりの加算額を引き上げるものでございます。7割軽減につきましては、被保険者の所得の合計額が33万円以下で、改正はございません。5割軽減につきまして、被保険者1人当たりの加算額を、改正前の「27万円」から5,000円引き上げて「27万5千円」に、2割軽減については、被保険者1人当たりの加算額を、改正前の「49万円」から1万円上乘せし「50万円」にそれぞれ引き上げたものでございます。

これにより、軽減を受けられる納税義務者が拡大することとなるものでございます。

以上、簡単ではございますが、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

金元君。

○9番（金元直栄君） 第2条2項ただし書き中の「54万円」を「58万円」とい

うことで、医療保険に関するやつが4万円。一気に4万円上がるというのは今までなかったですよ。これも大変な引き上げ方ではないかなと思っているところです。

あと、後期高齢者の負担金、介護保険への負担金含めると大体それぞれ幾らぐらいになるんでしょう。あとのね、いわゆる5割軽減とか2割軽減の対象額が若干ふえることについては異論はないんですが、その辺お聞きしたいです。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 医療費については、やはり毎年毎年伸びているという現状がございます。それを保険税全体でカバーするとなると保険税そのものを上げなければならない、ところが個人所得については余り伸びていないという現状がある中で、やはり高額所得者の方にご負担をいただかなければならない、いただきたいというような考えが根底にあるものと思います。

各医療分、介護納付金分につきましては、ちょっとお待ちください。

医療給付費分が現行54万円を最高58万円、後期高齢者支援金分については19万円が改正なし、介護納付金分については16万円で、これについても改正はございません。合計しますと、現行の89万円が改正で93万円の最高限度額となるということでございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） もう皆さんご存じだと思うんですが、いわゆる国民健康保険税の導入は、1960年代に皆保険制度として、国が低所得者、自営業者なんかをどう救済するかということで進められてきました。当時は国の負担が約2分の1ということで運営され始めたんですが、この国の負担分がどんどん減ってきて今に至っています。どんどん国民健康保険税が高くなって払えないという人が全国でかなり多いと。ただ、本町についてはかなりの収納率を上げているので、そういう意味ではそれを評価していいのかどうかというのはちょっと私は及び腰になるところがあるんですけども。

ただ、高額所得者と言われる、この最高限度額になるのは、国民健康保険税の場合は600万ぐらいと言われていています。今、非正規で働く人たちなんかも、600万が最高限度額ですから、それまでにぐっと詰まって93万円をその所得がある階層で払うということになるんですね。働く人たちは約1,000万で国保の限度額ぐらいの負担をするのかなという比べ方があるんですね。そういう意味では非常に、国民健康保険の保険料が高くなってきたその原因を探っても、国の

負担とかいうのが削られてきたというのがあるんですね。

ただ、本町の場合は、つい先般までは、いわゆる町の一般会計からの支援なんかをして、なかなか追いつかない引き上げについては補填してきたと。ここは率直に評価するところですけども、国保をどんどん上げていくということになると、それはやっぱりこれだけ、今税務課長も認めたとおり、個人所得が伸びない中で、要するに伸びない人から取ってくるという話ですから、そういう意味では大変なのかなと思うんですが、僕はそういう点についてはやっぱり認めるわけにはいかないと最初に言っときます。

これは反対討論させていただきます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 国民健康保険税の、いわゆる医療費分の最高限度額を一気に4万円引き上げると。一気に4万円上がるというのは、これまで私聞いたことないんですが、そういう大きな引き上げ。ただ、国民健康保険というのは制度上、国の支援があって成り立つんですが、この支援が減ってきて国民健康保険税がぐんぐん伸びてきた経過があります。

介護保険や後期高齢者医療制度などが創設されることによってそこへの負担もおっかぶさってくることで、私が記憶しているのでは、本当に40万円ぐらいが最高限度の負担かなと思われた時代から、今では合計93万円にもなるとなると、これは大きな負担ということになりますし、ここは本当に、確かに国の法律が変わることでこういうことしなければいけないという面もあるのかもしれませんが、以前は福井市では、この最高限度額を市独自に抑えているということもやっていた。

それに、国民健康保険の賦課の特徴として、いわゆる固定資産税、資産割というのがあるんですね。これが大きいんですね。収入がないのにここに依存すると。

ただ、県一本化になる中で、資産割というのをなくしていこうと。県内の自治体ではもう資産割をなくした自治体もあるみたいです。そういう意味では、今、見直しの転換期に差しかかっているのかなと思わなくてもいいですが、ただ、それを1カ所で引き上げて収入を少しでもふやそうというやり方は、いわゆる国保会計への県の支援がほとんどない。国の支援はことし初めて出てきたけれども、必ずしもそれが保険料に転嫁されない状況がある中ではね、ぜひこういう引き上げは町独自にでもやめてほしいなと思う立場から、反対の立場をとっていきます。

○議長（齋藤則男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、川崎君。

○11番（川崎直文君） 今回の改正は、先ほど説明がありましたように、医療費給付の健全な運営という基本的な考えにのっとり適正な額を算出されております。あわせて、軽減の基準額も見直しということを同時に行っております。

したがって、今回の限度額の基準額の引き上げ、これについて賛成といたしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、討論を終わります。

これより、日程第12、承認第7号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（齋藤則男君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

～日程第13 承認第8号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について～

～日程第14 承認第9号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について～

～日程第15 承認第10号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について～

～日程第16 承認第11号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第13、承認第8号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についてから日程第16、承認第11号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についてまでの4件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、日程第13、承認第8号から日程第16、承認第11号までの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第8号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についてから承認第11号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

承認第8号の件につきましては平成30年3月29日に専決処分を、承認第9号の件につきましては平成30年3月29日に専決処分を、承認第10号の件につきましては平成30年4月27日に専決処分を、承認第11号の件につきましては平成30年5月7日に専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものです。

概要といたしましては、町有施設による物損事故について、相手方との示談が成立したことに伴い損害賠償の額を専決処分したものです。

詳細につきましては、担当課からご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 補足の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田孝明君） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書の81ページをお願いします。

承認第8号、この件につきましては、町有施設による物損事故において、地方自治法の規定する示談が成立し損害賠償の額を定めたものであり、それにつきまして報告し承認を求めるものであります。

82ページをお願いします。

専決処分内容としましては、3月29日に専決処分をいたしました。

下のほうで、事故発生日、平成30年2月13日。事故発生場所としましては、

町道花谷牧福島線。事故の概要としましては、町道花谷牧福島線を車で通勤途中、上空を交差する町道北島1号線の道路脇に積み上がっていた雪の塊が落ちて車両のフロント部分に当たり、その衝撃でボンネットが破損したものです。事故の種類としましては、物損事故。また、損害賠償の額は23万2,935円であります。

続いて、議案書の83ページをお願いします。

承認第9号の件です。

まくっていただいて、84ページをお願いします。

専決処分の内容としましては、これも3月29日付で専決をさせていただきました。

内容としましては、事故発生が、平成30年2月21日。事故発生場所としまして、永平寺町立吉野小学校体育館横。横の駐車場ということです。事故の概要としましては、2月の豪雪により、吉野小学校体育館の屋根に積もっていた雪が崩れて落下し、屋根の下の駐車場に駐車していた車に雪が当たり、車両のバンパーが破損したものです。これも物損事故。賠償の額としまして、金4万5,144円です。

続きまして、議案書の85ページをお願いします。

承認第10号です。

まくっていただいて、86ページ。

専決処分書の内容です。この件につきましては4月27日に専決させていただきました。

内容としましては、事故発生日が平成30年4月1日。事故発生場所、これは町道御陵93号線。事故の概要としましては、町道御陵93号線を東方面から西側の丸岡方面へ自動車で行中、0.5メートル四方陥没箇所にて左側前後輪タイヤがはまり、左側前輪タイヤがパンクしたものです。これも物損事故であり、賠償の額としましては7,980円。これにつきましては、過失割合ということで7割相当分を見ております。

また、議案書87ページ、承認第11号をお願いします。

まくっていただいて、議案書88ページ。

専決第11号、専決処分書の内容ですが、この件につきましては平成30年5月7日付で専決をさせていただきました。

事故発生は、平成30年4月17日。事故発生場所、永平寺町栗住波。事故の

概要としましては、町道栗住波石上線から除雪車格納庫前の駐車場に車をとめようとしたところ、町道大月藤巻線の道路側溝が破損していた箇所の上を通過し、右後輪タイヤがパンクしたということです。物損事故ということで、損害賠償の額としましては1万4,299円。これにつきましては、過失割合ということで5割という形で示談が成立しておりましたので、報告させていただきます。

ご審議いただき、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第8号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についてから承認第11号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についてまでの4件を一括採決します。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第17 議案第38号 平成30年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第18 議案第39号 平成30年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第19 議案第40号 平成30年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第20 議案第41号 平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第17、議案第38号、平成30年度永平寺町一

般会計補正予算についてから日程第20、議案第41号、平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの4件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、日程第17、議案第38号から日程第20、議案第41号までの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま一括上程いただきました議案第38号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第41号、平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、一般会計から申し上げます。

平成30年度の6月補正予算の編成につきましては、今年度当初予算が経常経費等を中心とした骨格予算であったことから、総合振興計画等、町の基幹となる計画をもとに、限られた財源の中で最大の効果が得られるよう、町全体のさらなる発展と町民福祉の向上、新たなまちづくりの基盤整備、防災力、消防力の強化に重点を置いた予算編成とし、主要事業としまして、13件の新規事業、1件の拡充事業、14件の大型継続事業に重点配分したところでございます。

補正予算の総額は4億9,545万8,000円で、当初予算額及び4月専決補正予算額を含めた予算総額は91億9,960万3,000円とお願いするものでございます。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

平成29年度介護給付費の精算により支払基金交付金への返還金が生じたため、補正するものでございます。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

下水道事業における施設統合基本方針検討の基礎資料として、中央浄化センターの処理場本体等を機能診断するものでございます。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

松岡農業集落排水維持管理事業において、公共下水道松岡処理区への編入に伴い、財産処分協議等に必要施設台帳整理や減価償却資産の算定等を行うもので

ございます。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 議案第38号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第41号、平成30年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの補足説明をさせていただきます。

初めに、一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の91ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,545万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億9,960万3,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、92ページから94ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条、地方債補正については、95ページの第2表、地方債補正によるところでございます。

それでは初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

100ページをお願いします。

中段の款2総務費、目5企画費のIOT推進事務委託料680万7,000円は、IOTの利活用、新サービスの創出及び地元企業と町外企業との連携推進から地域産業の振興を目的として、えい坊くんのまちづくり株式会社に関連事務を委託するものでございます。

その下、地域経済牽引事業補助金1,000万円は、発酵文化を集積する新しい空間「永（とこしえ）の里」プロジェクト事業に対し、地方創生推進交付金を活用し支援するものでございます。

101ページをお願いします。

中段の目2賦課徴収費の家屋異動判読照合業務委託料430万円は、平成29年度に更新した航空写真をもとに家屋課税台帳との照合を行い、現況に則したより適正な課税がなされるよう努めるものでございます。

102ページをお願いします。

上段の款3民生費、目2母子福祉費のひとり親家庭等子育て安心プラン補助金

360万円は、ひとり親家庭等の経済的負担軽減を目的に、通学定期代補助、放課後児童クラブ利用料補助、病児・病後児保育利用料補助を行うものでございます。

中段の目4児童福祉施設費の幼稚園・幼稚園施設再編検討業務委託料250万円は、今後も進行すると見込まれる少子化対策の一環として、適正規模による質の高い保育・教育環境の整備に向けて、学識経験者、保護者代表者等を含めた検討委員会を設立し、今後の方針を策定するものでございます。

103ページをお願いします。

中段の款4衛生費、目3環境衛生費の地方公共団体実行計画策定業務委託料994万7,000円は、国の地球温暖化対策計画の温室効果ガス削減目標に対応し、地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業補助金を活用して、公共施設における省エネルギー設備導入等を町の計画に盛り込むものでございます。

104ページをお願いします。

中段の款7商工費、目4観光施設管理費876万3,000円は、今夏完成予定の門前地区における観光案内所においてAIコンシェルジュを導入し、インバウンド外国人に対しても本町の魅力を十分に発信できるようにするなど、環境整備を整える観光案内所の運営経費等でございます。

105ページをお願いします。

下段の款8土木費、目2道路橋梁維持費の工事請負費6,007万4,000円は、経年劣化で著しく損傷し、計画的に舗装、補修等が必要な道路の維持補修工事及び除排雪によって破損した道路構造物等の復旧費等でございます。

106ページをお願いします。

上段の目3道路新設改良費の町道整備工事2,155万5,000円は、町道吉野3号線において、町道吉野1号線から国道416号バイパスまでの舗装路面劣化が著しく、道路拡幅とあわせ舗装打ちかえを施工するほか、町内各所で道路改良工事を施工するものでございます。

107ページをお願いします。

上段の款9消防費、目3消防施設費の消防団ポンプ自動車1,798万2,000円は、導入後25年を経過した志比南分団ポンプ車がエンジントラブル等頻発のため、新しい車両に更新するものでございます。

下段の款10教育費、目1学校管理費の工事請負費5,403万5,000円は、御陵小学校において老朽化した管理普及特別教棟において、外壁改修、防水

改修、調理員トイレ新設等を施工するほか、各小学校においても所要の改修を施工するものでございます。

108ページをお願いします。

下段の款10教育費、目2公民館費の工事請負費9,984万2,000円は、昨年度、松岡公民館において施工した耐震工事に引き続き、空調のコスト削減及び二酸化炭素排出量削減のため館内をパッケージエアコンに更新するほか、館内の改修等を行うものでございます。

次に、主な歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、98ページをお願いします。

これまで申し上げました歳出の財源としまして、99ページ下段にあります建設事業充当の合併特例債や緊急防災・減災事業債、合わせて2億2,000万円を筆頭に、各事業における国庫支出金や県支出金を漏れなく計上し、歳出補正総額4億9,545万8,000円からそれら特定財源2億5,380万5,000円を差し引いた金額には、99ページ中段のとおり、一般財源として財政調整基金繰入金を2億4,165万3,000円計上しております。

以上、議案第38号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

議案書の112ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ678万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,545万5,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、113ページから114ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

118ページをお願いします。

歳出におきまして、平成29年度介護給付費の精算により生じた支払基金への交付金返還をするものでございます。

財源としましては、117ページのとおり、前年度繰越金を同額計上しております。

以上、議案第39号、平成30年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、下水道事業特別会計について申し上げます。

議案書の121ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ397万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,413万1,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、122ページから123ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

127ページをお願いします。

歳出では、下水道事業における施設統合基本方針検討の基礎資料として、中央浄化センターの処理場本体等を機能診断する業務委託料397万5,000円を計上しております。

財源としましては、126ページのとおり、一般会計繰入金と同額計上しております。

以上、議案第40号、平成30年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

議案書の130ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ615万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億489万1,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、131ページから132ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

136ページをお願いします。

歳出では、下段の目2松岡地区農業集落排水維持管理費の吉野地区処理場検討業務委託料577万8,000円を計上しております。これは公共下水道松岡処理区への編入に伴い、財産処分協議等に必要な施設台帳整理や減価償却資産の算定等を行うものでございます。

財源としましては、135ページのとおり、一般会計繰入金を計上しております。

以上、簡単ではございますが、議案第38号、平成30年度永平寺町一般会計

補正予算についてから議案第41号、平成30年度農業集落排水事業特別会計補正予算までの補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第21 議案第42号 永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第22 議案第43号 永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第21、議案第42号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、日程第22、議案第43号、永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、日程第21、議案第42号、日程第22、議案第43号の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第42号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第43号、永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第42号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法が改正されたことにより、個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第43号、永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域未来投資促進法による基本計画に基づき、対象業種に成長産業を新たに追加するとともに、特定地域に重点促進区域を追加し、永平寺町における産業の振興、高度化及び雇用機会の拡大を図るために企業立地促進条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課からご説明させていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第23 議員派遣の件～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第23、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思えます。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 0時27分 休憩）

---

（午後 0時27分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日は、これをもって散会します。

なお、あす5月26日から6月3日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、あす5月26日から6月3日までを休会とします。

6月4日は定刻より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午後 0時27分 散会）